

○ 河西緩衝緑地管理業務取扱要綱

(趣旨)

第1条 河西緩衝緑地（湊緑地、東松江緑地、松江緑地、西松江緑地、河西公園）の管理業務についての手続その他の事務処理は、別に定めがある場合を除き、この要綱に定めるところにより行うものとします。

(有料公園施設の供用日及び供用時間)

第2条 有料公園施設の供用日及び供用時間は、次のとおりとします。

都市公園名	公園施設	供用時間	供用日
河西緩衝緑地 湊緑地	ソフトボール場	午前9時から午後5時まで	1月5日から12月27日まで。
	庭球場		
河西緩衝緑地 松江緑地	多目的運動広場	午前9時から午後9時まで	
	庭球場		
河西緩衝緑地 西松江緑地	体育館	午前9時から午後9時まで	
	野球場		
	サッカー場		
河西緩衝緑地 河西公園	庭球場	午前9時から午後5時まで	7月1日から8月31日まで。ただし、月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。
	水泳場	午前10時から午後5時まで	

(駐車場・便所の利用可能時間)

第3条 駐車場・便所の利用可能時間は、次のとおりとします。

	駐車場	多目的トイレ	男女トイレ
湊緑地	午前9時から午後5時まで	同左	同左
東松江緑地	午前9時から午後5時まで	同左	無休
松江緑地	無休	午前9時から午後9時まで	無休（注1）
西松江緑地	午前5時30分から午後10時まで（入口車止開門時間）	同左（注2）	同左（注2）
河西公園古屋駐車場			
河西公園		午前9時から午後4時まで	無休
河西公園中央大駐車場の北からの進入路東側	午前9時から午後5時まで		
河西公園中央大駐車場の北からの進入路西側	無休		

いずれも休場日はありません。

(注1) 照明時間は午後9時15分まで

(注2) サッカー場前トイレのこと（照明時間は日没から午後10時まで）

(外灯の点灯時間)

第4条 外灯の点灯時間は、次のとおりとします。

- (1) 湊緑地……日没から午後9時まで
- (2) 東松江緑地…午前5時30分から日の出まで、日没から午後9時まで
- (3) 松江緑地……午前5時30分から日の出まで、日没から午後9時15分まで
- (4) 西松江緑地…午前5時30分から日の出まで、日没から午後10時まで

(有料公園施設利用予約の受付方法)

第5条 有料公園施設(水泳場を除く。以下この条において同じ。)の利用予約は、利用日の1ヶ月前から管理事務所で受け付けます。ただし、利用日が1月29日から2月3日までの場合は、1月29日から1月31日までの間、管理事務所が休館となるので、1月4日から受け付けます。利用日が5月31日の場合は、4月31日がないので5月1日から受け付けます。

2 有料公園施設の利用予約は先着順受付とし、窓口及び電話にて受け付けます。なお、窓口と電話が競合するときは、窓口を優先します。

利用日の1ヶ月前の早朝の窓口受付については、午前8時30分から先着順に番号札を渡し、次に予約簿に記帳します。湊緑地(庭球場、ソフトボール場)、松江緑地(庭球場、多目的運動広場)、河西公園(庭球場)、については午前8時45分まで、西松江緑地(体育館、野球場、サッカー場)については午前9時まで、体育館ロビーで待機していただきます。午前8時45分又は午前9時の番号札回収と共に、予約が成立したものとします。

3 電話による利用予約受付は、西松江緑地(体育館、野球場、サッカー場)は午前9時からとし、それ以外(湊緑地(庭球場、ソフトボール場)、松江緑地(庭球場、多目的運動広場)及び河西公園(庭球場))については、午前8時45分からとします。

4 受付終了時刻は電話、窓口共に午後9時とします。

(先行予約)

第6条 有料公園施設の予約受付は第5条によりますが、競技力の向上、健康増進、地域団体の育成のため、次に記載のものについては、年度当初より申請書にて先行予約を受け付けることができるものとします。

(1) 学校、幼稚園、保育所等の行事に使用する場合

(2) 公益社団法人和歌山県体育協会加盟団体が利用する場合

(3) 官公庁にあっては、公的な利用目的に基づき利用する場合

(4) 地域スポーツの担い手、地域コミュニティの核としての役割を果たす総合型地域スポーツクラブが利用する場合

(5) 競技力の向上、健康増進、地域団体の育成のため、年間を通じて継続的に体育館内の会議室又は茶室を利用する継続利用団体

(6) その他、河西緩衝緑地管理事務所長が特に必要と認める場合

2 西松江緑地サッカー場の先行予約については、一般社団法人和歌山県サッカー協会からの申請を優先します(1年度分の利用申請)。

(有料公園施設の予約のキャンセル)

第7条 利用日の14日前までのキャンセルは、キャンセル料を無料とします。利用日の13日前から利用当日までのキャンセルは、利用料金全額をキャンセル料として頂きます。

2 屋外施設を雨天等の天候や警報発令により利用しない場合のキャンセル料は、無料とします。利用しない時は必ず連絡ください。

3 屋外施設の雨天予備日の予約について、本番当日に屋外施設の利用ができた場合の雨天予備日のキャンセル料は、利用料金の半額とし、本番当日に頂きます。

4 その他、河西緩衝緑地管理事務所長が特にやむをえないと認める場合は、キャンセル料を無料とします。

(警報発令時の施設閉鎖)

第8条 大雨、洪水、暴風等の気象警報（波浪警報を除く）が発令されたときは、屋外有料公園施設を閉鎖すると共に、利用者及び利用予約者にその旨連絡します。体育館にあっては、利用されない場合はキャンセル料を無料とし、大雨により体育館までの通行困難が予想される等の状況により閉鎖することがあります。水泳場にあっては、台風接近が予想される場合、警報発令前でも閉鎖することがあります。

津波警報が発令されたときは、有料公園施設を閉鎖すると共に、利用者及び利用予約者にその旨連絡します。

(利用料金の納付)

第9条 有料公園施設の利用料金は、利用日当日に納付していただきます。

2 行政機関等で事前に申し出があった団体については、請求書を発行のうえ、利用後の納付ができるものとします。

(利用料金の減額)

第10条 有料公園施設利用料金の減額は、次のものに適用します。

(1) 障害者又は障害者団体が利用する場合は、「障害者等に対する県の施設使用料金減免要領」に準じ、障害者手帳又は療育手帳の提示若しくは減免申請書により、通常利用料金の半額とします。

なお、有料公園施設を専用使用する利用者の半数以上が障害者である場合も通常利用料金の半額とします。

(2) 小、中、高等学校の児童又は生徒の利用料金設定のない施設を、これらの児童又は生徒の団体が引率者のもとに利用する場合の利用料金は、減免申請書により通常利用料金の半額とします。ただし、西松江緑地体育館の会議室及び茶室並びに野球場照明設備を除きます。継続利用団体の場合、減免申請書を年度毎に提出していただきます。

(3) 国体強化選手、オリンピック代表候補選手又はオリンピック強化指定選手が練習に利用する場合は、強化選手等であることを証する書類の写しを添えた減免申請書により（年度毎に提出）、次のとおり減額します。

	利用料金徴収額	
	オリンピック代表候補選手 オリンピック強化指定選手	国体強化選手
基本料金	無料	半額
松江緑地庭球場の夜間 料金（午後5時以降）	1時間につき1時間あたり昼 間料金を控除した額	1時間につき1時間あたり昼間 料金の半額を控除した額

(4) その他、河西緩衝緑地管理事務所長が特に必要と認める場合。

(西松江緑地体育館の利用上の留意事項)

第11条 ミニアリーナの個人利用（個人使用）は、予約できません。当日、予約がない場合、他の個人利用者と共に利用していただくことを前提とします。

2 社交ダンス利用について、大会議室では、ヒールカバーを付けてのハイヒール使用は、可能ですが、アリーナ、ミニアリーナ等の木床では、ハイヒールは、使用できません。

(利用権の譲渡の禁止)

第12条 利用者は、有料公園施設の利用の権利を譲渡又は転貸することはできません。

(暴力団の排除)

第13条 和歌山県暴力団排除条例により、暴力団関係者による有料公園施設の利用はできません。

(無料公園施設の利用調整)

第14条 学校、幼稚園、保育所等の遠足等利用は、管理事務所で先着順に申込みを受け付けます(電話可)。同一箇所の日時が重なる場合は調整させていただく場合があります。

なお、定期的な継続利用の場合は、文書で利用申請していただきます。

2 河西公園のグラウンド及びアーチェリー場の利用は、次の月の1ヶ月分をまとめて管理事務所長あて申請していただきます(常連利用団体の場合)。

単発利用については、常連利用団体の次の月の利用申請前に事前調整しますので、利用予定日の2ヶ月以上前に管理事務所にご相談ください。調整後、利用申請していただきます。

アーチェリー場については、和歌山県アーチェリー協会の利用を優先します(1年度分の利用申請)。

和歌山市管理の2面のグラウンドについては、和歌山市役所公園緑地課にご相談ください。

3 河西公園の学校マラソン大会については、4月1日より先着順で受け付けます(電話可)。大会の1ヶ月前までに、開催要項添付のうえ、申請書を提出していただきます。

(河西公園の桜の花見時の車乗り入れ)

第15条 河西公園の介護施設、老人ホーム等の車乗り入れを伴う花見利用については、次のとおりとし、事前に施設長又は施設の印を押印した申請書を提出していただきます。(同じ年の2月1日から受け付けます。)

(1) 地方公共団体に登録等がされている介護施設、老人ホームなど移動が困難である方を対象とした施設であること。

(2) 平日に限る(土・日・祝は不可)。

(3) 1施設で6日間以内(予備日を含め)。

(4) 1日に最高6施設までとする(先着順)。

(5) 当日以外にシート・イス等を置かないこと(場所取り不可)。

(6) 園内は安全運転でハザードランプ点灯のうえ時速20km以下で走行。車止めは、出入りの都度、施錠。車は駐車場に置くこと。

(7) 園内に救護車が必要な場合は1台に限る(1日あたり全救護車計6台まで)。

2 車いすが必要な個人利用者で、園内への車乗り入れを希望する方の取扱は、上記に準じます。この場合、個人利用者の車を救護車と見なし、介護施設、老人ホーム等も合わせ、先着順で原則6台までとします。

(公園内の車乗り入れ)

第16条 工事、業務等の理由による公園内への車乗り入れは、管理事務所に申請(印鑑不要、当日可)のうえ、車止めの鍵をお貸しします。園内は安全運転でハザードランプ点灯のうえ時速20km以下で走行し、車止めは出入りの都度、施錠してください。

(県の許可が必要な申請書の進達)

第17条 都市公園法による占用許可及び公園施設の設置管理許可並びに県都市公園条例による行為許可の申請書を受理したときは、調査の上、管理事務所長の意見を添えて、海草振興局建設部に進達します。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行します。